

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医療人材確保担当
内線番号	4721

No.	項目	内容
①	処分名	地域医療確保奨学金に係る返還免除申請
②	法令名	京都府地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例
③	法令番号	平成23年10月14日条例第33号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>部を免除するものとする。</p> <p>(1) 専門研修医として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、当該専門研修を受けなくなった日の翌日から起算して貸与相当期間(奨学金等の貸与を受けた期間に相当する期間(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。))をいう。以下同じ。)に3年を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間に従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は府の区域内にある医療法第31条に規定する公的医療機関その他の規則で定める医療機関(以下「府内公的医療機関等」という。)における医師の業務に従事した場合に限る。</p> <p>(2) 臨床研修医として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間に3年を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間に従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は府内公的医療機関等における医師の業務に従事した場合に限る。</p> <p>(3) 大学院生として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、大学院の医学を履修する課程に在学しなくなった日の翌日から起算して貸与相当期間に3年を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間に従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は府内公的医療機関等における医師の業務に従事した場合に限る。</p> <p>(4) 大学生として奨学金等の貸与を受けた者(この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。)が、大学を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間に3年を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間に従事した場合。ただし、地域医療機関における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、地域医療機関又は府内公的医療機関等における医師の業務に従事した場合に限る。</p> <p>(5) この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者が、それぞれの奨学金等の貸与を受けた期間を通算した期間(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)に相当する期間に3年を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に当該相当する期間に従事した場合であって、規則で定める場合</p> <p>(6) 奨学金等の貸与を受けた者が、前各号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合</p> <p>2 疾病、負傷その他規則で定める事由により医師の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、規則で定める。</p> <p>3 知事は、次に掲げる場合は、奨学金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 奨学金等の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金等を返還することができなくなった場合</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、規則で定める特別の事由がある場合</p>
⑦	審査基準	京都府地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規による基準 (平成25年3月27日規則第12号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
		経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	医療課医療人材確保担当(075-414-4721)
⑬	備考	